

【今年度 16 歳～29 歳になる方を対象とした調査】

事業内容と利用料

名称	事業の内容と利用料	実施主体	問い合わせ先
おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにー」	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期（30代まで）における相談支援機能を集約した施設です（所在地 小田原市久野 195 番地の1）。 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うことに加え、障害児通園施設つくしんぼ教室、教育相談指導学級しろやま教室、中学校通級指導教室などがあります。	小田原市	子ども若者支援課 電話 46-7112 教育指導課 電話 46-6034
児童相談所	18 歳未満のお子さんに関する、子育ての不安、発達、不登校に関することなど様々な相談を受付けています。	神奈川県	小田原児童相談所 電話 33-1682
保健福祉事務所	こころや体の健康、妊娠・出産等に関する様々な相談のほか、難病など専門的な相談を受付けています。	神奈川県	小田原保健福祉事務所 電話 33-1451
県警少年相談・保護センター	専門相談員が20歳未満の方を対象に、非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りに向けた支援をしています。	神奈川県警	県西方面事務所 電話 33-1451
ハローワーク	国が運営する職業紹介機関で、お仕事探しや就職のサポートをします。若者向け、学生向け、子育て中の女性向けの相談窓口もあります。	国	ハローワーク小田原 電話 33-1451
地域若者サポートステーション	15 歳から 49 歳までのご本人とご家族を対象に、就労に関する相談や支援を行います。	国・神奈川県	県西サポステ事務所 電話 32-4115
通信制高校・サポート校	通信制高校は、郵送や ICT などを使い、毎日学校に通わなくても主に自宅学習で高校卒業の資格を得ることができる学校です。 サポート校は、通信制高校を卒業できるよう、単位取得や進級に必要なとされる学習面・精神面でのサポートをします。	神奈川県	神奈川県教育委員会 電話 045-210-8292
フリースクール	何らかの理由で学校に行かない、行くことができないお子さんが、学校の代わりに過ごす場所です。	神奈川県	神奈川県教育委員会 電話 045-210-8292
放課後等デイサービス	支援を必要とする子どもを対象に、放課後や休業日に、学校外での集団活動や子どもの状況に応じた発達支援を行う民間のサービスです。 対象は、小・中・高生（6 歳～18 歳）の障がいのある児童・生徒ですが、引き続き必要と認められる場合は、20 歳まで利用することができます。 サービスを利用するには、市の障がい福祉課に申請し、受給者証の交付を受けることが必要です。 ■利用料等 原則として1割負担（但し、非課税世帯の場合は、全額が公費で賄われます。）	民間事業者	障がい福祉課 電話 33-1468

名称	事業の内容と利用料	実施主体	問い合わせ先
おだわら障がい者 総合相談支援セン ター「クローバ ー」	1市3町（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）にお住まいの障がいがある方の福祉に関する様々な問題について、本人やご家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がいがある方の権利擁護のために必要な支援を行っています。	小田原市	障がい福祉課 電話 33-1468 「クローバー」事務 所 電話 35-0053
かながわ子ども・ 若者総合相談 LINE	概ね 39 歳までのご本人やそのご家族を対象に、仕事や将来のこと、家族や友達など人間関係のことなど、様々な悩みについてLINEで相談を受付けています。	神奈川県	公式LINE アカウント 「kana-kowaka」で 検索

令和6年1月小田原市